

土地改良事業設計指針「ほ場整備」制定（案）
についての意見・情報の募集について

令和7年12月19日
農林水産省農村振興局

この度、「土地改良事業設計指針「ほ場整備」制定（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

設計指針は、一般に技術基準が構築されていない施設等を設計する際の参考資料として整備されるものであり、土地改良事業設計指針「ほ場整備」（以下「本指針」という。）は、水田（畑利用も含む）のほ場整備の設計を行うために必要な調査、設計及び施工についての手法や、配慮すべき事項を取りまとめたものです。

ほ場整備の設計については、土地改良事業標準設計「第11編 ほ場整備」（以下「標準設計「ほ場整備」」という。）が平成3年に制定されています。標準設計「ほ場整備」は、設計積算業務の効率化・省力化・適正化を目的に、利用頻度の高い標準的な施設について個別に詳細な設計を行わずとも、施設の目的とする機能・安全性及び経済性が確保できるように標準的な設計手法や計算事例の解説と合わせて図面集を整備するものであり、制定当時は30a区画への整備を速やかに推進していくことが求められていたため効果的でしたが、現在は、ほ場整備を行う現地の状況に合わせて、生産コストの低減や管理作業の省力化に資する整備内容を個別に検討していく必要があります。そのため、今般、標準設計「ほ場整備」を廃止し、標準的な設計手法や基準に加えて、ほ場の大区画化、汎用化、先端技術を活用したスマート農業の導入、維持管理の負担軽減、農作業の安全性に配慮した設計手法等、今後の整備に効果的である先進的な事項・事例を盛り込んだ参考資料とするため、本指針を策定します。

本意見公募は、本指針の制定（案）を取りまとめるにあたり、国民の皆様からの御意見を反映させていただくため、意見・情報を募集するものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省農村振興局整備部設計課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部設計課設計基準担当

4 意見・情報の提出上の注意

意見・情報を提出いただく対象は、「土地改良事業設計指針「ほ場整備」制定（案）」のみです（関連資料は対象外です。）。また、意見・情報の提出に当たっては、どの部分についての意見・情報が分かるよう、ページ番号等を明記してください。

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。

なお、これらの個人情報については、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などに利用します。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

郵送の場合は、封筒宛名面に朱書きで、「土地改良事業設計指針「ほ場整備」制定（案）」についての意見・情報の募集」と記載してください。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和7年12月19日～令和7年12月25日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 土地改良事業設計指針「ほ場整備」制定（案）

② 〔関連資料〕土地改良事業設計指針「ほ場整備」の制定について